

平成29年5月23日

〒107-0052  
東京都港区赤坂8丁目11番20号  
Y.C エンターランドビル  
株式会社ヤングコミュニケーション 御中

特定非営利活動法人  
消費者被害防止ネットワーク東海  
理事長 杉浦市郎  
(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山三丁目28-2  
KS千種ビル6階F  
事務局長 野澤厚美  
TEL : 052-734-8107 FAX : 052-734-8108

## お問合せ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、貴社より平成29年3月8日付ご回答書にて、当団体の申入れ内容の一部を受け入れ、変更案をご提案していただきました点につきまして御礼申し上げます。

貴社ご回答の内容を検討しました結果、別紙のとおり、お問合せをいたします。

お忙しいところ恐縮ですが、平成29年6月23日までに、上記連絡先に書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本お問合せの内容、お問合せに対する貴社のご回答の有無・内容及び本お問合せ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具

## お問合せ事項

### 1 「1第2条（チケット販売）」について

貴社ご提案の変更案では、申込者等が購入申込手続きを行った後は、「当社が別途定める場合を除き」キャンセルすることはできないことになっておりますが、「別途定める場合」というのはいかなる場合を指すのかご教示ください。また、当約款において明示できないか、ご検討の上、ご回答いただきますようお願い致します。

### 2 「4第9条（本規約の変更）」について

貴社ご提案変更案第2項において、「相当期間前までに当社所定の方法により変更等の内容及び変更等の後の本規約の効力発生時期を通知することによって、周知を図るものとします。」とされておりますが、「当社所定の方法」とはいかなる方法を指すのかご教示ください。また、当約款において明示できないか、ご検討の上、ご回答いただきますようお願い致します。

以上